

●香川県告示第75号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

令和7年3月25日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 指 定 番 号 中土指道 第6号
- 2 指 定 年 月 日 令和7年3月13日
- 3 指定道路の位置 丸亀市山北町字道下767番の一部、768番1の一部、768番2の一部、769番1の一部、769番2の一部及び同地先農道
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 4.11メートル～4.40メートル
延長 20.81メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。